

新潟市身体障がい者相談員設置要綱

1 設置の目的

身体障がい者相談員（以下「相談員」という。）は、身体に障がいのある者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障がい者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障がいのある者に関する援護思想の普及等身体に障がいのある者の福祉の増進に資することを目的とする。

2 資格

相談員は、人格識見が高く、社会的信望があり、身体に障がいのある者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実情に精通している者であって、原則として身体障がい者とする。

3 委託

市長は、2の資格を有する者のうちから、適当と認められる者に対して4に掲げる業務を委託する。

4 業務

相談員は、次の各号に掲げる業務を委託されるものとする。

- (1) 身体障がい者地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること。
- (2) 身体に障がいのある者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導を行うこと。
- (3) 身体に障がいのある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。
- (4) 身体に障がいのある者に対する国民の認識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図って援護思想の普及につとめること。
- (5) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

5 関係機関との連携

相談員は、その業務を行うにあたっては、福祉事務所、民生委員等の関係機関との連携を保たなければならない。

6 業務委託の期間

相談員の業務委託の期間は2年とする。ただし、補欠の相談員の委託期間は前任者の残任期間とする。

7 業務委託の解除

市長は、相談員が次の各号に該当する場合は、当該相談員に対する業務委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
- (2) 業務を怠り又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

8 その他

- (1) 相談員には、その業務を行うに当たって相談員であることを証明する証票を携行させるものとする。
- (2) 相談員に年1回以上の研修を受けさせるものとする。
- (3) この事業を行うため、ケース記録その他の帳簿を整備させるものとする。

附則

この要綱は平成8年4月1日から実施する。

附則

この要綱は平成19年4月1日から実施する。